

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成25年3月29日(金曜日)

号外第23号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○規則

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人材課)

1

## 規 則

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第42号

### 神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第14条の2」に、「(第15条の2・第15条の2の2)」を「(第14条の3～第15条の2)」に、「商工労働局」を「産業労働局」に改める。

第2条第1号中「設けられた室及び室の下に設けられた課並びに同項に基づき」を削り、「部及び」を「室及び部並びに」に改める。

第5条を次のように改める。

(室、部、課等)

**第5条** 局設置条例に定める局に次のとおり室、部及び課を設置する。

政策局	知事室	
	総務室	
	政策部	総合政策課 科学技術・大学連携課 土地水資源対策課 国際戦略総合 特区推進課 政策法務課
	自治振興部	市町村課 広域連携課 地域政策課
	情報企画部	情報企画課 情報システム課 情報 公開課
総務局	基地対策部	基地対策課
	総務室	
	組織人材部	人材課 行政改革課 労務給与課 職員厚生課 文書課
	財政部	財政課 税制企画課 課税課 徴収 対策課
安全防災局	財産経営部	財産経営課 施設整備課 庁舎課 設備管理課
	総務室	
県民局	安全防災部	災害対策課 危機管理対策課 消防 課 工業保安課 暮らし安全交通課
	総務室	
県民局	暮らし県民部	人権男女共同参画課 広報県民課 NPO協働推進課 文化課 国際課

環境農政局	消費生活課	
	次世代育成部	次世代育成課 子ども家庭課 青少 年課 私学振興課
	総務室	
	環境部	環境計画課 大気水質課 資源循環 課 廃棄物指導課
保健福祉局	水・緑部	自然環境保全課 水源環境保全課 森林再生課 水産課
	農政部	農政課 農業振興課 担い手支援課 農地保全課 畜産課
	総務室	
産業労働局	保健医療部	医療課 医療保険課 健康危機管理 課 県立病院課 健康増進課 がん 対策課 保健人材課 保健予防課
	福祉部	地域福祉課 高齢社会課 高齢施設 課 介護保険課 障害福祉課 障害 サービス課 生活援護課
	生活衛生部	環境衛生課 食品衛生課 薬務課
県土整備局	総務室	
	産業・エネルギー部	産業振興課 中小企業支援課 金融 課 産業立地課 国際ビジネス課 地域エネルギー課 スマートエネル ギー課
	観光商業部	観光課 商業流通課
	労働部	労政福祉課 雇用対策課 産業人材 課
県土整備局	総務室	
	事業管理部	県土整備経理課 建設業課 建設リ サイクル課 用地課
	都市部	都市計画課 技術管理課 環境共生 都市課 交通企画課 都市整備課 都市公園課
	道路部	道路企画課 道路管理課 道路整備 課
	河川下水道部	流域海岸企画課 河川課 砂防海岸 課 下水道課
建築住宅部	住宅計画課 公共住宅課 建築指導 課 建築安全課 営繕計画課	

第7条中「前条の」の次に「室及び」を加え、同条中知事室の項を削り、政策局総務部の項の前に次のように加える。

知事室

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 県民等の表彰及びほう賞に関すること。

- (5) 知事公舎の維持管理に関すること。
  - (6) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年神奈川県条例第56号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
  - (7) その他知事の特命事項に関すること。
- 第7条政策局総務部の項を次のように改める。
- 総務室
- (1) 県議会の招集及び議案等の発議に関すること。
  - (2) 政策局の所管行政の企画及び調整に関すること。
  - (3) 政策局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
  - (4) 政策局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
  - (5) 政策局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。
  - (6) 政策局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の総括に関すること。
  - (7) 政策局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
  - (8) 政策会議に関すること。
  - (9) 地域県政総合センターに関すること。
  - (10) 東京事務所、統計センター及び公文書館に関すること。
  - (11) その他政策局内他室課の主管に属しないこと。

第7条政策局総合政策部の項中「総合政策部  
総合政策課」を「政策部  
総合政策課」に改め、同条政策局総合政策部総合政策課の項第1号中「政策局総合政策部内各課」を「政策局政策部内各課」に改め、同項第5号中「基本的事項等」を「基本的事項」に改め、同項第6号を削り、同条政策局総合政策部科学技術政策課の項中「科学技術政策課」を「科学技術・大学連携課」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (3) 政策課題に係る調査研究に関すること。
- (4) 県内大学との連携推進に関すること。

第7条政策局総合政策部科学技術政策課の項の次に次のように加える。

土地水資源対策課

- (1) 土地及び水資源の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。
- (3) 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行（土地分類調査及び水調査に係るものに限る。）に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行（土地開発公社の設立及び指導監督に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく特定住宅用地認定及び譲渡予定価額審査に関すること。
- (6) 水源地域の活性化その他水源地域対策に関すること。
- (7) 宮ヶ瀬やまなみセンター及び相模湖交流センターに関すること。

国際戦略総合特区推進課

- (1) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の推進に関すること。
- 第7条政策局総合政策部政策法務課の項の次に次のように加える。

自治振興部

市町村課

- (1) 政策局自治振興部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 市町村その他の公共団体の行政に係る協議、助言及び連絡調整に関すること。
- (3) 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。
- (4) 自治紛争処理に関すること。
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の施行に関すること。
- (6) 地方交付税の配分及び市町村起債に関すること。
- (7) 地方自治の調査研究に関すること。
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第389条第1項及び第401条の2第3項の施行に関すること。
- (10) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税の配分に関すること。
- (11) 選挙管理委員会との連絡調整に関すること。

広域連携課

- (1) 広域連携の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地域主権の推進に関すること。
- (3) 神奈川県自治基本条例（平成21年神奈川県条例第2号）に基づく制度及び手続の整備及び充実に係る事務の総括に関すること。
- (4) 全国知事会との連絡調整に関すること。

地域政策課

- (1) 地域政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 地域政策の推進に関すること。
- (3) 京浜臨海部の活性化及び空港対策に関すること。
- (4) 湘南国際村計画の推進に関すること。

情報企画部

情報企画課

- (1) 政策局情報企画部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 情報化に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 情報通信技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 地域の情報化に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 情報化に係る職員の研修に関すること。
- (6) 県市町村電子自治体共同運営に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 情報システムの全体最適化に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (3) 情報システムの開発に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。
- (4) コンピュータ及び情報システムの運営に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。

(5) 情報通信ネットワークの整備及び運営に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。

情報公開課

- (1) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- (3) 神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- (4) 個人情報取扱事務の登録に関すること。
- (5) 事業者が保有する個人情報の保護に関すること。
- (6) 行政文書の公開の請求書並びに自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求書の受領に関すること。
- (7) 行政情報の収集、管理及び提供に関すること。
- (8) 県民相談（県政情報センターに係るものに限る。）に関すること。
- (9) 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例の施行（閲覧に係るものに限る。）に関すること。

基地対策部

基地対策課

- (1) 基地対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 基地の整理、縮小及び返還の促進に関すること。
- (3) 駐留軍に関する連絡及び調査に関すること。
- (4) 基地周辺の生活環境に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 基地に係る紛争事案の処理に関すること。
- (6) その他基地に関し、他課の主管に属しないこと。

第7条政策局地域政策部の項及び財政部の項を削り、同条総務

局の項中 「総務局 総務部」 を 「総務局 総務室」 に改め、同条総務局総務総務課」

部総務課の項第6号中「他課」を「他室課」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号の次に次の6号を加える。

- (6) 総務局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 行政事務の監察に関すること。
- (8) 職員の考査に関すること。
- (9) 法第243条の2に規定する事務に関すること。
- (10) 外部監査契約に関すること。
- (11) 県税事務所及び自動車税管理事務所に関すること。

第7条総務局総務部経理課の項、行政事務監察課の項、市町村行政課の項及び市町村財政課の項を削り、同条総務局組織人材部職員厚生課の項の次に次のように加える。

文書課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書事務の指導及び助言に関すること。
- (3) 公益法人及び移行法人に関すること。
- (4) 宗教法人に関すること。
- (5) 特例民法法人及び公益信託に係る事務の指導及び助言並びに許認可案の審査に関すること。

(6) 文書の受領、発送、保存、清書及び印刷に関すること。

財政部

財政課

- (1) 総務局財政部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 予算その他県経済に関すること。
- (3) 県財務の統轄に関すること。
- (4) 県経済の資金借入、償還に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 宝くじの発行に関すること。
- (7) 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の施行に関すること。
- (8) 神奈川県競輪組合及び神奈川県川崎競馬組合との連絡調整に関すること。

税制企画課

- (1) 県税に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 県税に関し出先機関の長に委任されていない事務の処理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 県税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (4) 税制の調査研究に関すること。
- (5) 納税奨励に関すること。
- (6) 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税の交付金に関すること。
- (7) 地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。
- (8) 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。

課税課

- (1) 県税の賦課事務に係る調査並びに助言及び指導に関すること。
- (2) 県税の賦課事務に関し出先機関の長に委任されていない事務の処理に関すること。
- (3) 県税に係る告発に関すること（県税の徴収事務に係るものを除く。）。
- (4) 税務電算システムに関すること。

徴収対策課

- (1) 県税の徴収事務に係る調査並びに助言及び指導に関すること。
- (2) 県税の徴収事務に関し出先機関の長に委任されていない事務の処理に関すること。
- (3) 県税に係る告発に関すること（県税の徴収事務に係るものに限る。）。
- (4) 地方税収確保対策の推進に関すること。

第7条総務局情報統計部の項を削り、同条総務局施設財産部の

項中 「施設財産部 財産管理課」 を 「財産経営部 財産経営課」 に改め、同条総務局施設

施設財産部財産管理課の項第1号中「総務局施設財産部内各課」を「総務局財産経営部内各課」に改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県有財産の有効活用（他課の主管に属するものを除く。）に係る総合的企画及び調整に関する事。

第7条総務局施設財産部財産経営課の項中「財産経営課」を「施設整備課」に改め、同項第1号中「県有施設等」を「県有施設」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 本庁庁舎の再編整備に関する事。

第7条総務局施設財産部財産経営課の項第3号中「行政財産」を「県有施設」に改め、同条総務局施設財産部庁舎管理課の項中「庁舎管理課」を「庁舎課」に改め、同項第1号中「他課」を「他室課」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本庁庁舎の有効活用に関する事。

第7条総務局基地対策部の項を削り、同条安全防災局の項中「安全防災局  
危機管理部」を「安全防災局  
総務室」に改め、同条安全防災局危機管理部総務課の項の次に次のように加える。

安全防災部  
災害対策課

(1) 安全防災局安全防災部内各課の総合調整に関する事。

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関する事。

(3) 地震防災対策に関する事。

(4) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

(5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事。

(6) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の施行に関する事。

(7) 災害対策の広域連携に関する事。

(8) 防災訓練に関する事。

(9) 東日本大震災に係る災害対策支援に関する事。

(10) 温泉地学研究所及び総合防災センターに関する事。

第7条安全防災局危機管理部災害対策課の項を削り、同条安全防災局危機管理部工業保安課の項の次に次のように加える。

くらし安全交通課

(1) 安全・安心まちづくり施策の総合的企画及び調整に関する事。

(2) 安全・安心まちづくり施策の推進に関する事。

(3) 犯罪被害者等支援施策の総合的企画及び調整に関する事。

(4) 犯罪被害者等支援施策の推進に関する事。

(5) 交通安全施策の総合的企画及び調整に関する事。

(6) 交通安全施策の推進に関する事。

第7条安全防災局安全安心部の項を削り、同条県民局の項中「県民局  
総務部」を「県民局  
総務室」に改め、同条県民局総務部総務課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県民局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

第7条県民局総務部経理課の項及び広報課の項を削り、同条県

民局県民活動部の項中「県民活動部  
人権男女共同参画課」を「くらし県民  
人権男女  
部  
共同参画課」に改め、同条県民局県民活動部人権男女共同参画課の項第1号中「県民局県民活動部内各課」を「県民局くらし県民部内各課」に改め、同条県民局県民活動部県民課の項中「県民課」を「広報県民課」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 県民との対話行政の推進に関する事。

第7条県民局県民活動部県民課の項中第6号を削り、第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の3号を加える。

(2) 広報広聴活動の総合的企画及び調整に関する事。

(3) テレビ、ラジオ、新聞等による広報その他行政情報の提供に関する事。

(4) 報道機関との連絡調整に関する事。

第7条県民局県民活動部県民課の項に次の1号を加える。

(9) 県の歌、県の花、県の鳥及び県の木の普及に関する事。

第7条県民局県民活動部情報公開課の項を削り、同条県民局県民活動部NPO協働推進課の項の次に次のように加える。

文化課

(1) 文化行政の総合的企画及び調整に関する事。

(2) 文化事業の推進に関する事。

(3) 県民ホール、音楽堂、かながわアートホール及び神奈川近代文学館に関する事。

国際課

(1) 国際施策の総合的企画及び調整に関する事。

(2) 国際交流及び国際協力に関する事。

(3) 地域の国際化に関する事。

(4) 翻訳及び通訳に関する事。

(5) パスポートセンターに関する事。

(6) 国際言語文化アカデミアに関する事。

(7) 地球市民かながわプラザに関する事。

(8) 国際研修センターに関する事。

消費生活課

(1) 消費者行政の総合的企画及び調整に関する事。

(2) 消費生活に関する相談並びに情報の収集及び提供に関する事。

(3) 消費者教育に関する事。

(4) 消費者団体の指導及び育成に関する事。

(5) 消費生活協同組合に関する事。

(6) 消費者の保護に係る事業者の指導に関する事。

(7) 商品テストに関する事。

(8) 神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）の施行に関する事。

(9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事。

(10) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関する事。

(11) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び消費生活

用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関すること。  
 (12) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)の施行に関すること。

(13) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づく事務の指導及び助言に関すること。

第7条県民局くらし文化部の項を次のように改める。

次世代育成部

次世代育成課

(1) 県民局次世代育成部内各課の総合調整に関すること。  
 (2) 次世代育成支援対策の企画、推進及び総合調整に関すること。

(3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく保育及び子育て支援並びに社会福祉法人(児童福祉(障害児福祉に係るものを除く。)及び母子及び寡婦福祉に係るものに限る。)の認可、検査等に関すること。

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育及び子育て支援並びに施設(障害児福祉に係るものを除く。)の検査等に関すること。

(5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の準備に関すること。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関すること。

(7) 待機児童対策の推進に関すること。

子ども家庭課

(1) 社会福祉法の施行(児童福祉及び母子及び寡婦福祉に係るもの(他課の主管に属するものを除く。)に限る。)に関すること。

(2) 児童福祉法(他課の主管に属するものを除く。)及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関すること。

(3) 児童福祉思想の普及に関すること。

(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

(5) 児童手当法(昭和46年法律第73号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

(6) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行に関すること。

(7) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。

(8) 小児医療援護に関すること。

(9) 交通遺児等の援護に関すること。

(10) 児童相談所、中里学園及びおおいそ学園に関すること。

(11) その他児童に関し他課の主管に属しないこと。

青少年課

(1) 青少年行政の総合的企画及び調整に関すること。

(2) 青年の社会参加の促進に関すること。

(3) 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。

(4) 青少年に係る地域活動及び非行防止活動に関すること。

(5) 青少年健全育成に係る社会環境健全化活動の推進に関すること。

(6) 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)の施行に関すること。

(7) 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例(平成18年神奈川県条例第66号)の施行に関すること。

(8) 青少年健全育成施設(県立の施設を除く。)に関すること。

(9) 青少年センターに関すること。

(10) 藤野芸術の家に関すること。

私学振興課

(1) 教育委員会の権限に属しない私立学校(大学及び高等専門学校を除く。)の学事一般に関すること。

「環  
 第7条県民局青少年部の項を削り、同条環境農政局の項中

境農政局  
 総務部 を「環境農政局  
 総務室」に改め、同条環境農政局総務部総務課  
 総務課」

課の項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 環境農政局所管に属する土木工事の検査及び技術管理に関すること。

(9) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合の検査指導に関すること。

第7条環境農政局総務部総務課の項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 環境農政局の予算の経理(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。

第7条環境農政局総務部経理課の項、協同組合検査課の項及びかながわ農林水産ブランド戦略課の項並びに同条環境農政局新エネルギー・温暖化対策部の項を削り、同条環境農政局環境保全部

の項中「環境保全部  
 環境計画課」を「環境部  
 環境計画課」に改め、同条環境農

政局環境保全部環境計画課の項第1号中「環境農政局環境保全部内各課」を「環境農政局環境部内各課」に改め、同項第3号中「環境保全施策」を「環境施策」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地球温暖化対策の企画及び調整に関すること。

第7条環境農政局環境保全部環境計画課の項に次の2号を加える。

(9) 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)の施行に関すること。

(10) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。

第7条環境農政局環境保全部資源循環課の項第6号を次のように改める。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行に関すること。

第7条環境農政局環境保全部廃棄物指導課の項第2号を次のように改める。

(2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第37条第3項及び第39条第2項に規定する事務に関すること。

第7条環境農政局水・緑部森林再生課の項第10号中「こと」の次に「(他室の主管に属するものを除く。)」を加え、同条環境農政局水・緑部水産課の項第11号及び同条環境農政局農政部農政課の項第3号中「他課」を「他室」に改め、同条環境農政局農政部就農参入支援課の項中「就農参入支援課」を「担い手支援課」に改め、同条環境農政局農政部畜産課の項第2号中「養ほう」を「養蜂」に改め、同条保健福祉局の項中「保健福祉局総務部」を「保健福祉局総務課」に改め、同条保健福祉局総務部総務課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 保健福祉局の予算の経理(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第7条保健福祉局総務部経理課の項及び病院事業課の項並びに同条保健福祉局地域保健福祉部の項を削り、同条保健福祉局保健医療部の項及び福祉・次世代育成部の項を次のように改める。

保健医療部

医療課

- (1) 保健福祉局保健医療部内各課の総合調整に関する事。
- (2) 医療施策の総合的企画及び調整に関する事。
- (3) 医療の普及及び向上に関する事。
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事。
- (5) 医師法(昭和23年法律第201号)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (6) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)及び歯科技工士法(昭和30年法律第168号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (8) 死体解剖及び死体保存に関する事。
- (9) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (10) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)並びに行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (11) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び視能訓練士法(昭和46年法律第64号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (12) 救急医療体制の整備に関する事。

医療保険課

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく医療等に関する事。
- (3) 保険医療機関、保険医等の指導に関する事。

健康危機管理課

- (1) 健康危機管理(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、予防接種法(昭和23年法律第68号)及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

県立病院課

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の運営指導に関する事。
- (2) 総合リハビリテーションセンターの運営指導に関する事。
- (3) 煤ヶ谷診療所に関する事。
- (4) 汐見台病院に関する事。

健康増進課

- (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関する事。
- (3) 児童福祉法に基づく療育の指導に関する事。
- (4) 母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に関する事。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。
- (6) 地域保健に関する施策の総合的企画及び調整に関する事。
- (7) 歯科保健に関する事。
- (8) 保健師の指導及び再教育に関する事。
- (9) 食育の推進に関する事。
- (10) 厚生統計及び情報化の推進に関する事。

がん対策課

- (1) がん対策の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) たばこ対策に関する事。
- (3) 神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例(平成21年神奈川県条例第27号)の施行に関する事。

保健人材課

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の施行に関する事。
- (2) 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)の施行に関する事。
- (3) 助産師、看護師等の養成並びに指導及び再教育に関する事。
- (4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)の施行に関する事。
- (5) 医師及び歯科医師の免許に関する事。
- (6) 歯科技工士の試験及び免許に関する事。
- (7) 臨床検査技師及び衛生検査技師の免許に関する事。
- (8) 診療放射線技師及び診療エックス線技師の免許に関する事。
- (9) 理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の免許に関する事。
- (10) 保健福祉大学、衛生看護専門学校、よこはま看護専門学校及び平塚看護専門学校に関する事。

保健予防課

- (1) 難病対策に関すること。
- (2) 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）の施行に関すること。
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関すること。
- (5) 自殺対策に関すること。
- (6) 精神保健福祉センターに関すること。

## 福祉部

## 地域福祉課

- (1) 保健福祉局福祉部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 社会福祉法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 民生委員の指導及び監督に関すること。
- (5) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 地域改善対策に係る生活環境の改善並びに生活の安定及び向上に関すること。
- (7) 福祉人材の養成確保（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

## 高齢社会課

- (1) 高齢社会に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。
- (5) 認知症対策の推進に関すること。
- (6) 高齢者の生きがい対策及び社会参画の推進に関すること。
- (7) その他高齢者に関し他課の主管に属しないこと。

## 高齢施設課

- (1) 高齢者施設の整備に関すること。
- (2) 介護保険法に基づく介護保険施設の指定、指導等に関すること。
- (3) 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅（入居者のサービスに係るものに限る。）に関すること。

## 介護保険課

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の指定、指導等に関すること。
- (2) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び介護保険施設の監査等に関すること。
- (3) 社会福祉法に基づく社会福祉法人（高齢者福祉に係るものに限る。）の認可、検査等に関すること。
- (4) 老人福祉法に基づく施設の検査等に関すること。

## 障害福祉課

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の施行に関すること。
- (2) 社会福祉法の施行（障害福祉（他課の主管に属するものを除く。）に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関すること。
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行（福祉手当に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。
- (7) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (8) 障害者の文化及びスポーツの振興に関すること。
- (9) 総合療育相談センターに関すること。
- (10) その他障害者に関し他課の主管に属しないこと。

## 障害サービス課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に関すること。
- (2) 児童福祉法の施行（障害児福祉に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 障害福祉施設の整備、運営指導等に関すること。
- (4) 社会福祉法に基づく社会福祉法人（障害福祉に係るものに限る。）の認可、検査等に関すること。
- (5) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく施設の検査等に関すること。
- (6) ひばりが丘学園、さがみ緑風園及び中井やまゆり園に関すること。

## 生活援護課

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 生活福祉資金等に関すること。
- (4) ホームレスの自立の支援に関すること。
- (5) 社会福祉法に基づく社会福祉法人（生活保護法に係るものに限る。）の認可、検査等に関すること。
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関すること。
- (7) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）、未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）、恩給法（旧軍人、軍属関係）及び戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関すること。
- (8) 未帰還者の調査に関すること。
- (9) 元陸海軍軍人、軍属の身上の取扱いに関すること。
- (10) 戦没者の慰霊及び戦没者慰霊堂に関すること。
- (11) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関すること。
- (12) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法

律第100号)及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の施行に関すること。

- (13) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)の施行に関すること。
- (14) 引揚者国庫債券に関すること。
- (15) その他未帰還者家族、引揚者、戦没者遺族及び戦傷病者の援護に関し他課の主管に属しないこと。

第7条商工労働局の項中「商工労働局総務部」を「産業労働局総務課」に改め、同条商工労働局産業部の項中「産業部新産業振興課」を「産業・エネルギー部産業振興課」に改め、同条商工労働部産業部新産業振興課の項第1号中「商工労働局産業部内各課」を「産業労働局産業・エネルギー部内各課」に改め、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同項の次に次のように加える。

中小企業支援課

- (1) 中小企業活性化推進計画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)における経営資源活用新事業計画の認定事務に関すること。
- (4) 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の施行に関すること。
- (5) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)の施行に関すること。
- (6) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の施行に関すること。
- (8) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の施行に関すること。
- (9) 商工会法(昭和35年法律第89号)、商工会議所法(昭和28年法律第143号)及び商工会及び商工会議所による小規模事業者

の支援に関する法律(平成5年法律第51号)の施行に関すること。

- (10) 商工会及び商工会議所に関すること。
- (11) 神奈川県中小企業支援センターとの事業調整に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

金融課

- (1) 中小企業金融に関すること。
- (2) 中小企業高度化資金に関すること。
- (3) 小規模企業者等設備導入資金に関すること。
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)の施行に関すること。
- (5) 信用保証協会に関すること。

第7条商工労働局産業部産業立地課の項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、以下3号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

国際ビジネス課

- (1) 外国企業の誘致の促進に関すること。
- (2) 県内中小企業の海外展開の支援に関すること。
- (3) 海外経済事情に関する情報収集及び調査に関すること。

地域エネルギー課

- (1) エネルギー施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入の促進に関すること。
- (3) 太陽光発電の推進に関すること。

スマートエネルギー課

- (1) エネルギーの効率的な利用の推進に関すること。
- (2) 次世代自動車の普及に関すること。

観光商業部

観光課

- (1) 産業労働局観光商業部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 観光施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (4) 観光事業の推進に関すること。
- (5) 観光施設の整備、運営及び指導に関すること。
- (6) 観光関係団体の支援に関すること。
- (7) 県産品の販路の拡張に関すること。
- (8) 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)及び旅行業法(昭和27年法律第239号)の施行に関すること。

商業流通課

- (1) 商業及びサービス業の振興に関すること。
- (2) 中小商業及び中小サービス業の支援に関すること。
- (3) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)の施行に関すること。
- (4) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関すること。
- (5) 流通関連産業の支援に関すること。
- (6) 商業関係団体及びサービス業関係団体の支援に関すること。
- (7) 生活関連物資等の流通及び価格安定に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

第7条商工労働局産業部商業流通課の項及び観光課の項を削り、同条商工労働局労働部労政福祉課の項第1号中「商工労働局労働



部内各課」を「産業労働局労働部内各課」に改め、同条商工労働局労働部産業人材課の項第7号中「高等職業技術校等」を「総合

職業技術校」に改め、同条県土整備局の項中「**県土整備局総務部**」を「**県土整備局総務課**」に改め、同条県土整備局の項中「**県土整備局総務部**」を「**県土整備局総務課**」に改め、同条県土整備局総務部総務課の項中第7号

を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同項の次に次のように加える。

事業管理部

県土整備経理課

- (1) 県土整備局の予算の経理（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 県土整備局の予算の総括に関する事。
- (3) 県土整備局所管に属する工事の請負業者の調査選定に関する事。

第7条県土整備局総務部経理課の項及び技術管理課の項を削り、

同条県土整備局環境共生都市部の項中「**環境共生都市部都市計画課**」を「**都市部都市計画課**」に改め、同条県土整備局環境共生都市部都市計画課

の項第1号中「**県土整備局環境共生都市部内各課**」を「**県土整備局都市部内各課**」に改め、同項の次に次のように加える。

技術管理課

- (1) 県土整備局所管に属する工事の検査及び技術管理に関する事。
- (2) 国土調査法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

第7条県土整備局環境共生都市部環境共生都市整備課の項中「**環境共生都市整備課**」を「**環境共生都市課**」に改める。

第8条中「、室内にあつては室長が」を削る。

第8条の2中「課長」を「室長及び課長」に改める。

第9条法令によるものの表中「所管課(所)」を「所管室課(所)」に改め、同表神奈川県国土利用計画審議会の項中「**政策局地域政策部土地水資源対策課**」を「**政策局政策部土地水資源対策課**」に改め、同表神奈川県固定資産評価審議会の項中「**総務局企画調整部市町村財政課**」を「**政策局自治振興部市町村課**」に改め、同表神奈川県公益認定等審議会の項中「**総務局情報統計部文書課**」を「**総務局組織人材部文書課**」に改め、同表神奈川県国民保護協議会の項を削り、同表神奈川県防災会議の項中「**安全防災局危機管理部災害対策課**」を「**安全防災局安全防災部災害対策課**」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による同項各号に掲げる事務を行うこと。	安全防災局安全防災部危機管理対策課
-------------	---	-------------------

第9条法令によるものの表神奈川県救急搬送受入協議会の項中「**安全防災局危機管理部消防課**」を「**安全防災局安全防災部消防課**」に改め、同表神奈川県石油コンビナート等防災本部の項中「安全

防災局危機管理部工業保安課」を「**安全防災局安全防災部工業保安課**」に改め、同表神奈川県交通安全対策会議の項中「**安全防災局安全安心部くらし安全交通課**」を「**安全防災局安全防災部くらし安全交通課**」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県児童福祉審議会	児童福祉法第8条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに係行政機関に対する意見の具申並びに知事の諮問に対する答申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に関する勧告に関する事。	県民局次世代育成部子ども家庭課
-------------	---	-----------------

第9条法令によるものの表神奈川県私立学校審議会の項中「**県民局くらし文化部学事振興課**」を「**県民局次世代育成部私学振興課**」に改め、同表神奈川県環境審議会の項中「**環境農政局環境部環境計画課**」を「**環境農政局環境部環境計画課**」に改め、同表神奈川県自動車排出物汚染物質削減計画策定協議会の項中「**環境農政局環境部大気水質課**」を「**環境農政局環境部大気水質課**」に改め、同表神奈川県社会福祉審議会の項中「**保健福祉局企画調整部企画調整課**」を「**保健福祉局総務課**」に改め、同表神奈川県准看護師試験委員会の項及び平塚・茅ヶ崎・秦野保健福祉事務所感染症診査協議会に係る項を削り、同表神奈川県後期高齢者医療審査会の項の次に次のように加える。

平塚・茅ヶ崎・秦野保健福祉事務所感染症診査協議会 鎌倉・三崎保健福祉事務所感染症診査協議会 小田原・足柄上保健福祉事務所感染症診査協議会 厚木・大和保健福祉事務所感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による一類感染症患者等（以下この項において「患者等」という。）の届出に係る通知、患者等に対する入院の勧告及び入院期間の延長並びに結核患者等からの申請に基づく費用の負担に関する必要な事項につき知事の諮問に応じ審議し、並びに患者等の届出に係る通知等に関し意見を述べる事。	保健福祉局保健医療部健康危機管理課
神奈川県准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事。	保健福祉局保健医療部保健人材課

第9条法令によるものの表神奈川県児童福祉審議会の項及び神奈川県障害者施策審議会の項を削り、同表神奈川県介護保険審査会の項中「**保健福祉局福祉・次世代育成部高齢福祉課**」を「**保健福祉局福祉部介護保険課**」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県障害者施策審議会	障害者基本法第36条第1項の規定に基づき、県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進	保健福祉局福祉部障害福祉課
--------------	---	---------------

進について必要な事項及びその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議し、並びにその施策の実施状況を監視すること。

第9条法令によるものの表神奈川県建設工事紛争審査会の項中「県土整備局総務部建設業課」を「県土整備局事業管理部建設業課」に改め、同表神奈川県土地収用事業認定審議会の項中「県土整備局総務部用地課」を「県土整備局事業管理部用地課」に改め、同表神奈川県都市計画審議会の項中「県土整備局環境共生都市部都市計画課」を「県土整備局都市部都市計画課」に改め、同条条例によるものの表中「所管課(所)」を「所管室課(所)」に改め、同表神奈川県総合計画審議会の項中「政策局総合政策部総合政策課」を「政策局政策部総合政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による決定に対する不服申立てにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	政策局情報企画部情報公開課
神奈川県情報公開審査会	神奈川県情報公開条例第10条第1項の規定による諾否の決定に対する不服申立て又は同条例第25条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	同
神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること並びに住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)の定めるところにより住民基本台帳法第30条の9第2項の規定による調査審議及び建議を行うこと。	同
神奈川県統計報告調整審議会	神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関(公安委員会を除く。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	統計センター

第9条条例によるものの表神奈川県職員等不祥事防止対策協議会の項中「総務局企画調整部行政事務監察課」を「総務局総務室」に改め、同表神奈川県統計報告調整審議会の項を削り、同表神奈川県男女共同参画審議会の項中「県民局県民活動部人権男女共同参画課」を「県民局くらし県民部人権男女共同参画課」に改め、同表神奈川県個人情報保護審査会の項から神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の項までを削り、同表神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の項中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を

「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改め、同表神奈川県文化芸術振興審議会の項中「県民局くらし文化部文化課」を「県民局くらし県民部文化課」に改め、同表神奈川県消費生活審議会の項中「県民局くらし文化部消費生活課」を「県民局くらし県民部消費生活課」に改め、同表神奈川県青少年問題協議会の項中「県民局青少年部青少年課」を「県民局次世代育成部青少年課」に改め、同表神奈川県地球温暖化対策計画審査会の項を削り、同表神奈川県環境影響評価審査会の項中「環境農政局環境保全部環境計画課」を「環境農政局環境部環境計画課」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県地球温暖化対策計画審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	同
------------------	---	---

第9条条例によるものの表神奈川県公害審査会の項中「環境農政局環境保全部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改め、同表神奈川県歯科技工士国家試験委員の項を削り、同表神奈川県生活習慣病対策委員会の項の次に次のように加える。

神奈川県歯科技工士国家試験委員	歯科技工士法第12条の規定による歯科技工士国家試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	保健福祉局 保健医療部 保健人材課
-----------------	--	-------------------------

第9条条例によるものの表神奈川県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課」を「保健福祉局福祉部障害サービス課」に改め、同表神奈川県中小企業調停審議会の項中「商工労働局総務部中小企業支援課」を「産業労働局産業・エネルギー部中小企業支援課」に改め、同表神奈川県大規模小売店舗立地審議会の項を削り、同表神奈川県観光審議会の項中「商工労働局産業部観光課」を「産業労働局観光商業部観光課」に改め、同項の次に次のように加える。

神奈川県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者による生活環境の保持のための適正な配慮に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	産業労働局 観光商業部 商業流通課
------------------	--	-------------------------

第9条条例によるものの表神奈川県労働審議会の項中「商工労働局労働部労政福祉課」を「産業労働局労働部労政福祉課」に改め、同表神奈川県駐留軍関係離職者等対策協議会の項中「商工労働局労働部雇用対策課」を「産業労働局労働部雇用対策課」に改め、同表神奈川県職業能力開発審議会の項中「商工労働局労働部産業人材課」を「産業労働局労働部産業人材課」に改め、同表神

奈川県宅地建物取引業審議会の項中「県土整備局総務部建設業課」を「県土整備局事業管理部建設業課」に改め、同表神奈川県屋外広告物審議会の項中「県土整備局環境共生都市部都市整備課」を「県土整備局都市部都市整備課」に改め、同表神奈川県公園等審査会の項中「県土整備局環境共生都市部都市公園課」を「県土整備局都市部都市公園課」に改める。

第11条第2項の表神奈川県西地域県政総合センターの項中

農地課	を	農地課 足柄上ほ場整備課	に改め、同条第6項農
-----	---	-----------------	------------

政部農地課の項第8号中「施行」の次に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

足柄上ほ場整備課

- (1) 土地改良法に基づくほ場整備事業（南足柄市の区域に係るものに限る。）に関する事

第14条を次のように改める。

(統計センター)

**第14条** 統計調査の企画、調整、製表及び分析を行わせるため、神奈川県統計センターを横浜市中区本町2丁目22番に設置する。

2 神奈川県統計センターに次の課を置く。

統計管理課

企画分析課

人口・労働統計課

消費・商業統計課

事業所・工業統計課

3 前項の課は、次の事務を分掌する。

統計管理課

- (1) 公印に関する事
- (2) 人事に関する事
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事
- (5) 予算の経理に関する事
- (6) 物品の調達及び処分に関する事
- (7) 財産の管理及び所内の取締りに関する事
- (8) 統計情報に関する事
- (9) 県勢要覧その他統計刊行物に関する事
- (10) その他他課の主管に属しない事

企画分析課

- (1) 統計調査に係る企画及び調整に関する事
- (2) 神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）の施行に関する事
- (3) 産業連関表、景気動向指数及び県民経済計算に関する事

人口・労働統計課

- (1) 国勢調査に関する事
- (2) 住宅・土地統計調査に関する事
- (3) 学校基本調査に関する事
- (4) 労働力調査に関する事
- (5) 毎月勤労統計調査に関する事
- (6) その他人口、学事、労働力及び勤労に係る統計調査に関する事

消費・商業統計課

- (1) 小売物価統計調査に関する事
- (2) 家計調査に関する事
- (3) 商業統計調査に関する事
- (4) 商業動態統計調査に関する事
- (5) その他消費物価、家計、商業及び特定サービス産業に係る統計調査に関する事

事業所・工業統計課

- (1) 経済センサスに関する事
- (2) 農林業センサス及び漁業センサスに関する事
- (3) 工業統計調査に関する事
- (4) 生産動態統計調査に関する事
- (5) その他事業所活動、農林漁業及び工業に係る統計調査に関する事

「第3節の2 総務局に属する出先機関」を削る。

第14条の次に次の1条、節名及び1条を加える。

(公文書館)

**第14条の2** 神奈川県立公文書館条例（平成5年神奈川県条例第24号）により設置された公文書館の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 掌 事 務
神奈川県立公文書館	横浜市旭区中尾1丁目6番1号	公文書等で歴史資料として重要なものの収集、保存及び閲覧等に関する事

2 神奈川県立公文書館に次の課を置く。

管理企画課

資料課

3 前項の課は、次の事務を分掌する。

管理企画課

- (1) 公印に関する事
- (2) 人事に関する事
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事
- (5) 予算の経理に関する事
- (6) 物品の調達及び処分に関する事
- (7) 財産の管理に関する事
- (8) 館内の取締りに関する事
- (9) 広報に関する事

(10) 公文書館資料における個人情報の保護及び公文書館資料の閲覧の制限に関する事

(11) 公文書館情報管理システムの運営に関する事

(12) 展示及び各種講座等の企画に関する事

(13) その他他課の主管に属しない事

資料課

- (1) 公文書等の収集、選別、保存及び廃棄に関する事
- (2) 文書（神奈川県行政文書管理規則（平成12年神奈川県規則第15号）第13条の規定により公文書館長に引き継がれたものに限る。）の管理及び保存に関する事
- (3) 歴史的公文書、古文書及び私文書等の目録等の作成及び整備に関する事

- (4) 歴史的公文書、古文書及び私文書等の閲覧及び複写に関すること。
- (5) 歴史的公文書、古文書及び私文書等に関する相談、啓発普及及び調査研究に関すること。
- (6) 展示及び各種講座等の実施に関すること。
- (7) 古文書及び私文書等の所在調査、収集及び保存に関すること。
- (8) 公文書、古文書及び私文書等のマイクロフィルムの撮影、証明及び閲覧に関すること。

第3節の2 総務局に属する出先機関

(県税事務所)

第14条の3 行政機関設置条例第3条により設置された県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
神奈川県横浜県税事務所	横浜市中区山下町32番地	横浜市中区、西区
神奈川県神奈川県税事務所	横浜市神奈川区広台太田町3番地の8	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区
神奈川県緑県税事務所	横浜市青葉区市ケ尾町27番地の5	横浜市緑区、青葉区、都筑区
神奈川県南県税事務所	横浜市南区弘明寺町31番地	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区
神奈川県保土ヶ谷県税事務所	横浜市保土ヶ谷区岩井町143番地の2	横浜市保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区
神奈川県戸塚県税事務所	横浜市戸塚区上倉田町449番地	横浜市戸塚区、栄区、泉区
神奈川県川崎県税事務所	川崎市川崎区富士見1丁目1番2号	川崎市川崎区、幸区
神奈川県高津県税事務所	川崎市高津区溝口1丁目6番12号	川崎市中原区、高津区、宮前区
神奈川県麻生県税事務所	川崎市麻生区上麻生1丁目3番9号	川崎市多摩区、麻生区
神奈川県相模原県税事務所	相模原市南区相模大野6丁目3番1号	相模原市
神奈川県横須賀県税事務所	横須賀市日の出町2丁目9番地の19	横須賀市、三浦市
神奈川県平塚県税事務所	平塚市西八幡1丁目3番1号	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
神奈川県鎌倉県税事務所	鎌倉市御成町12番18号	鎌倉市、逗子市、三浦郡
神奈川県藤沢県税事務所	藤沢市鶴沼石上2丁目7番1号	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡
神奈川県小田原県税事務所	小田原市荻窪350番地の1	小田原市、足柄下郡
神奈川県厚木県税事務所	厚木市水引2丁目3番1号	厚木市、愛甲郡
神奈川県大和県税事務所	大和市中央5丁目1番4号	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
神奈川県足柄上県税事務所	足柄上郡開成町吉田島2,489番地の2	南足柄市、足柄上郡

2 次の県税事務所に次の課及び支所を置く。

神奈川県横浜県税事務所	管理課
	納税課
	直税第一課
	直税第二課
神奈川県相模原県税事務所	管理課

	納税課
	直税課
	間税課
	津久井支所
神奈川県神奈川県税事務所	管理課
神奈川県川崎県税事務所	納税課
神奈川県平塚県税事務所	直税第一課
神奈川県藤沢県税事務所	直税第二課
神奈川県大和県税事務所	
神奈川県南県税事務所	管理課
神奈川県高津県税事務所	納税課
神奈川県横須賀県税事務所	直税課
神奈川県小田原県税事務所	間税課
神奈川県緑県税事務所	管理課
神奈川県保土ヶ谷県税事務所	
神奈川県戸塚県税事務所	納税課
神奈川県麻生県税事務所	
神奈川県鎌倉県税事務所	直税課
神奈川県厚木県税事務所	
神奈川県足柄上県税事務所	管理課
	直税課

3 前項の管理課、納税課、直税課及び間税課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締に関すること。
- (9) 納税貯蓄組合に関すること。
- (10) 県税の広報に関すること。

納税課

- (1) 徴収金の徴収に関すること。
- (2) 徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (3) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (4) 徴収金の出納保管に関すること。
- (5) 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (6) 納税証明に関すること。
- (7) 第1号、第3号、第5号及び前号に掲げる事務に係る不作為についての異議申立てに関すること。
- (8) 自動車税に係る調査及び資料の作成に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。

直税課

- (1) 県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、

鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課に関すること。

- (2) 前号に掲げる税目に係る検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (3) 第1号に掲げる税目に係る不作為についての異議申立て及び過料処分に係るすること。

間税課

- (1) ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課に関すること。
- (2) 前号に掲げる各税目に係る検査、調査及び犯則の取締りに関すること（軽油引取税の広域調査事案等に係るものを除く。）。
- (3) 第1号に掲げる各税目に係る不作為についての異議申立て及び過料処分に係るすること。
- (4) ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の登録並びに証票の保管、交付及び返納に関すること。
- (5) 軽油引取税に係る特別徴収義務者の登録並びに証票、免税軽油使用者証及び免税証の保管、交付及び返納に関すること。

4 第2項の直税第一課は、前項の直税課の事務のうち県民税、事業税、地方消費税、鉱区税、固定資産税及び狩猟税に係る事務を、直税第二課は、同項の直税課の事務のうち不動産取得税及び県たばこ税に係る事務を分掌する。

5 第2項の津久井支所の位置及び分掌は、次のとおりとする。

位 置	分 掌 事 務
相模原市緑区中野937番地の2	1 徴収金の徴収に関すること。 2 財産の差押えに関すること。 3 参加差押えに関すること。 4 交付要求に関すること。 5 保全担保に関すること。 6 徴収金の出納保管に関すること。 7 納税証明に関すること。

6 第3項の規定にかかわらず、神奈川県足柄上県税務所の管理課は同項の管理課及び納税課の事務を分掌するものとし、神奈川県横浜県税務所の管理課は同項の納税課の事務のうち同項納税課の項第4号から第9号までに掲げる事務（同項第5号に掲げる事務のうち予算の執行を伴わない事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち同項第1号及び第3号に掲げる事務に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びに軽油引取税の広域調査事案等に係る検査、調査及び犯則の取締りに関する事務を分掌するものとし、神奈川県相模原県税務所及び神奈川県藤沢県税務所の管理課は第3項の納税課の事務のうち同項納税課の項第4号から第9号までに掲げる事務を分掌するものとする。

第15条の2の2を削る。

第16条を次のように改める。

**第16条 削除**

第16条の2第2項中「コミュニティカレッジ課」を削り、同条第3項ボランティア活動サポート課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) かながわコミュニティカレッジ事業に関すること。

第16条の2第3項コミュニティカレッジ課の項を削る。

第16条の8及び第16条の9を削り、第16条の7を第16条の9とし、第16条の6の次に次の2条を加える。

(児童相談所)

**第16条の7** 行政機関設置条例第11条により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
神奈川県中央児童相談所	藤沢市亀井野3,119番地	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、中郡
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	横須賀市日の出町1丁目4番地の7	鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
神奈川県小田原児童相談所	小田原市荻窪350番地の1	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
神奈川県厚木児童相談所	厚木市水引2丁目3番1号	秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
神奈川県北地域児童相談所	相模原市中央区淵野辺2丁目7番2号	大和市

2 次の児童相談所に次の課を置く。

神奈川県中央児童相談所	管理課
	子ども相談課
	子ども支援課
	虐待対策支援課
	養護課
神奈川県厚木児童相談所	管理課
	子ども相談課
	子ども支援課
	養護課
神奈川県北地域児童相談所	管理課
	子ども支援課
	養護課
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 神奈川県小田原児童相談所	管理課
	子ども支援課

3 前項の課は、次の事務を分掌する。

管理課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 所内の取締りに関すること。
- (9) 措置費の徴収に関すること。
- (10) その他他課の主管に属しないこと。

子ども相談課

- (1) 相談面接実地調査、一般助言指導及び児童の措置に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害児施設支援に関すること。
- (3) 児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費に関すること。

(4) 児童福祉法第56条の徴収額（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

(5) 児童の心理学的検査、治療及び助言指導に関すること。

子ども支援課

(1) 相談面接実地調査、一般助言指導及び児童の措置に関すること（養護相談及び非行相談に係るものに限る。）。  
(2) 児童福祉法第56条の徴収額（養護相談及び非行相談に係るものに限る。）に関すること。

虐待対策支援課

(1) 児童虐待対策の総合的支援に関すること。

養護課

(1) 一時保護に関すること。

4 前項の規定にかかわらず、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所及び神奈川県北地域児童相談所の子ども支援課は、同項の子ども相談課及び子ども支援課の事務を分掌するものとする。

(児童福祉施設)

**第16条の8** 神奈川県立の児童福祉施設に関する条例（昭和39年神奈川県条例第28号）により設置された児童福祉施設の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 掌 事 務
神奈川県立中里学園	横浜市青葉区みたけ台26番地の18	1 児童福祉法（以下この表において「法」という。）第41条に規定する児童養護施設として、保護者のない法第27条第1項第3号の規定による措置（以下この表において「措置」という。）を要する児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。）、虐待されている児童その他生活上養護を要する児童を入園させて、これを養護し、併せて退園した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと。 2 法第37条に規定する乳児院として、措置を要する乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入園させて、これを養育し、併せて退園した者について相談その他の援助を行うこと。
神奈川県立おおいそ学園	中郡大磯町生沢527番地	法第44条に規定する児童自立支援施設として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の

		環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退園した者について相談その他の援助を行うこと。
--	--	--

2 次の児童福祉施設に次の部及び課を置く。

神奈川県立中里学園		管理課
	指導部	保育課 養護課
神奈川県立おおいそ学園		管理課
		自立支援課

3 前項の管理課は、次の事務を分掌する。

- (1) 公印に関すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関すること。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- (5) 予算の経理に関すること。
- (6) 物品の調達及び処分に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 園内の取締りに関すること。
- (9) 入退園事務に関すること。
- (10) 入園児童及び乳児（神奈川県立中里学園に限る。）の給食に関すること。
- (11) 措置費その他の費用の徴収に関すること。
- (12) その他他課の主管に属しないこと。

4 神奈川県立中里学園の指導部保育課及び養護課は、次の事務を分掌する。

指導部

保育課

- (1) 乳児養育に関すること。
  - (2) 乳児養育指導の記録に関すること。
- 養護課
- (1) 児童の生活指導に関すること。
  - (2) グループ指導に関すること。
  - (3) 教科指導に関すること。
  - (4) 職業指導に関すること。
  - (5) 特殊ケースの個別指導に関すること。
  - (6) 児童養育に関すること。
  - (7) 児童養育指導の記録に関すること。
  - (8) 児童の保健衛生に関すること。

5 神奈川県立おおいそ学園の自立支援課は、次の事務を分掌する。

- (1) 児童の生活指導に関すること。
- (2) 心理学的診断、治療及び指導に関すること。
- (3) 児童の自立についての助言及び指導に関すること。
- (4) 職業指導に関すること。
- (5) 児童の保健衛生に関すること。

第16条の14第2項の表中

管理部	管理課
	船舶課
企画経営部	
資源環境部	
栽培技術部	

を

	管理課
	船舶課
企画資源部	
栽培推進部	

に

改め、同条第4項管理部の項中「管理部管理課」を「管理課」に改め、同条第4項管理部管理課の項中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同条第4項管理部船舶課の項に次の3号を加える。

- (4) 漁業無線通信施設の運営及び維持管理に関する事。
- (5) 漁業無線の指導に関する事。
- (6) 気象の観測に関する事。

第16条の14第4項企画経営部の項中「企画経営部」を「企画資源部」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の5号を加える。

- (5) 水産資源及び水域生態系の調査研究（他部の主管に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 漁場の開発及び漁場形成の調査研究に関する事。
- (7) 漁場環境の調査研究に関する事。
- (8) 水産情報の収集、提供及び調査研究に関する事。
- (9) その他他部試験場の主管に属しない調査研究に関する事。

第16条の14第4項資源環境部の項を削り、同条第4項栽培技術部の項中「栽培技術部」を「栽培推進部」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「養殖」の次に「並びに防疫」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 水産資源及び水域生態系の調査研究（浅海域に係るものに限る。）に関する事。

第16条の17第2項の表中

企画調整部	
経営情報研究部	
野菜作物研究部	
果樹花き研究部	
農業環境研究部	

を

企画経営部	
生産技術部	野菜作物研究課
	果樹花き研究課
生産環境部	土壌環境研究課
	病害虫研究課
	品質機能研究課

に改め、同条第4項企画調整部の項中「企画調整部」を「企画経営部」に改め、同項に次の2号を加える。

- (9) 農業経営、農産物流通及び地域農業活性化の調査研究に関する事。
- (10) 農家経営支援情報及び農林水産情報の収集及び提供に関する事。

第16条の17第4項経営情報研究部の項を削り、同条第4項野菜作物研究部の項中「野菜作物研究部」を「生産技術部野菜作物研究課」に改め、同項第1号中「遺伝子解析」を削り、同項第3号を次のよ

うに改める。

- (3) 施設園芸及び省力生産技術等の研究開発に関する事。
- 第16条の17第4項野菜作物研究部の項に次のように加える。

果樹花き研究課

- (1) 果樹、花き及び観賞樹の新品種育成及び栽培技術等の研究開発に関する事。
- (2) 果樹、花き及び観賞樹の遺伝資源の維持管理、収集及び保存技術の研究開発に関する事。
- (3) 環境緑化技術の研究開発に関する事。

第16条の17第4項果樹花き研究部の項を削り、同条第4項農業環境研究部の項中「農業環境研究部」を「生産環境部土壌環境研究課」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「農業及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項の次に次のように加える。

病害虫研究課

- (1) 生物機能を活用した病害虫の総合防除技術の研究開発に関する事。
- (2) 生産環境保全技術の研究開発に関する事。
- (3) 農薬の試験検査及び調査研究に関する事。

品質機能研究課

- (1) 農産物の品質評価及び加工適性の調査研究に関する事。
- (2) 農作物等の遺伝子解析技術等の研究開発に関する事。
- (3) 食品加工及び生物工学のオープンラボラトリーの管理、運営及び指導に関する事。

第18条第5項企画調整課の項第8号及び同条第9項管理企画課の項第16号中「地域保健医療計画」を「地域保健医療推進指針」に改め、同条第9項生活衛生課の項第4号中「水道、小規模水道、」を削り、同条第10項管理企画課の項第16号中「地域保健医療計画」を「地域保健医療推進指針」に改め、同条第10項環境衛生課の項第4号中「水道、小規模水道、」を削り、同条第11項管理企画課の項第16号中「地域保健医療計画」を「地域保健医療推進指針」に改める。

第20条第3項管理課の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「学校内」を「校内」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 校の運営の調整に関する事。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第2項の表中

管理企画部	管理課
	地域企画課

を

	管理課
	地域企画課

に改め、同表子ども家庭部の項を削り、同条第3項管理企画部の

項中「管理企画部管理課」を「管理課」に改め、同条第3項子ども家庭部の項を削る。

第23条の2を次のように改める。

第23条の2 削除

第23条の3第1項の表第2号及び第23条の4第1項の表第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

「第9節 商工労働局に属する出先機関」を「第9節 産業労働局に属する出先機関」に改める。

第68条の3第1項及び同条第3項就労支援課の項第1号中「指導」を「支援」に改める。

「産業技術課  
生産制御課  
電子情報課」

第69条第2項中「指導課」を

項学生課の項第1号中「この項」を「この条」に改め、同項の次に次のように加える。

産業技術課

- (1) 産業デザイン系学科に係る次に掲げる事項に関する事...
ア 高度職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
イ 普通職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
ウ 高度職業訓練に係る調査研究に関する事...
エ 技能検定の実施の援助に関する事...
オ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第76条第1項に規定する技能講習の調整に関する事...
カ 職業訓練並びに職業能力の開発及び向上に係る相談及び助言に関する事...
(2) 学生等の訓練の計画及び実施並びに就職及び生活指導の総合調整に関する事...
生産制御課
(1) 生産制御技術系学科に係る次に掲げる事項に関する事...
ア 高度職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
イ 普通職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
ウ 高度職業訓練に係る調査研究に関する事...
エ 技能検定の実施の援助に関する事...
オ 労働安全衛生法第76条第1項に規定する技能講習の調整に関する事...
カ 職業訓練並びに職業能力の開発及び向上に係る相談及び助言に関する事...
電子情報課
(1) 電子情報技術系学科に係る次に掲げる事項に関する事...
ア 高度職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
イ 普通職業訓練(人材育成支援センターの主管に属するものを除く。)に関する事...
ウ 高度職業訓練に係る調査研究に関する事...
エ 技能検定の実施の援助に関する事...
オ 労働安全衛生法第76条第1項に規定する技能講習の調整に関する事...
カ 職業訓練並びに職業能力の開発及び向上に係る相談及び

助言に関する事。

第69条第4項指導課の項を削る。

第70条の見出しを「(総合職業技術校)」に改め、同条第1項中「神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例」を「神奈川県立の総合職業技術校に関する条例」に、「高等職業技術校等の」を「総合職業技術校の」に改め、同項の表中神奈川県立平塚高等職業技術校の項から神奈川県立秦野高等職業技術校の項までを削り、同条第2項中「高等職業技術校等」を「総合職業技術校」に改め、同項の表を次のように改める。

Table with 2 columns: School Name, Course Name. Rows include 神奈川県立東部総合職業技術校 (管理課), 神奈川県立西部総合職業技術校 (入校・就職支援課, 工業技術・継承課, 工業技術課, 建築技術課, 社会実務課).

第70条第3項教務課の項を削る。

第71条第2項の表神奈川県藤沢土木事務所の項中

「河川砂防第二課」を「河川砂防第二課」に改め、同条第7項中「河川砂防第三課」

「、河川砂防第三課」を削り、同項なぎさ河川砂防部河川砂防第一課の項第1号中「柏尾川、神戸川水系神戸川並びに」を削り、同条第7項なぎさ河川砂防部河川砂防第二課の項第1号中「境川水系境川に限る。」を「境川水系境川及び滑川水系滑川に限る。）、砂防、急傾斜地等」に改め、同条第7項なぎさ河川砂防部河川砂防第三課の項を削る。

第72条第4項用地第一課の項第1号及び同条第4項用地第二課の項第1号中「及び伊勢原市」を「、伊勢原市並びに秦野市寺山、養毛、東田原及び菩提」に改め、同条第4項道路建設課の項第1号中「広域幹線道路事業」の次に「(第二東海自動車道に限る。)」を加え、同条第8項の表県営住宅部の項中

「住宅整備課」を「施設管理課」に、

「施設管理課」を「公有地整理課」に改め、同条第9項県

営住宅部住宅整備課の項及び整備調整課の項を次のように改める。

施設管理課

- (1) 県営住宅の建替え、改善事業に係る入居者との調整に関する事...
(2) 県営住宅の維持管理に関する事...
(3) 県営住宅の広報に関する事...

住宅整備課

- (1) 県営住宅の建設、改善工事等に関する事...

第72条第9項県営住宅部入居管理課の項第1号及び第2号中並びに同条第9項県営住宅部収納管理課の項第1号中「県営住宅等」を「県営住宅、厚生住宅及び借上公共賃貸住宅」に改め、同条第9項県営住宅部施設管理課の項を次のように改める。

公有地整理課



(1) 県営住宅等の公有地の整理に関すること。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(神奈川県知事公舎管理規則の一部改正)

2 神奈川県知事公舎管理規則(平成17年神奈川県規則第132号)の一部を次のように改正する。

第3条中「知事室長」を「政策局長」に、「知事室秘書課長」を「政策局知事室長」に改める。

第17条中「知事室長」を「政策局長」に改める。

(神奈川県県税に関する犯則事件取扱規則の一部改正)

3 神奈川県県税に関する犯則事件取扱規則(昭和24年神奈川県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「政策局財政部課税課又は政策局財政部徴収対策課勤務」を「総務局財政部課税課又は総務局財政部徴収対策課勤務」に改める。

第13条中「政策局財政部課税課、政策局財政部徴収対策課」を「総務局財政部課税課、総務局財政部徴収対策課」に改める。

第1号様式から第3号様式までの規定中「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第5号様式中「質問てんまつ書」を「質問てん末書」に、「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第6号様式中「検査(臨検、捜索)てんまつ書」を「検査(臨検、捜索)てん末書」に、「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第7号様式中「差押てんまつ書」を「差押てん末書」に、「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第8号様式中「領置てんまつ書」を「領置てん末書」に、「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第9号様式中「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

第12号様式中「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に、「てんまつ書の」を「てん末書の」に、「検査(臨検、捜索)てんまつ書」を「検査(臨検、捜索)てん末書」に、「差押てんまつ書」を「差押てん末書」に、「領置てんまつ書」を「領置てん末書」に、「質問てんまつ書」を「質問てん末書」に改める。

第14号様式及び第15号様式中「神奈川県政策局財政部 課」を「神奈川県総務局財政部 課」に改める。

(神奈川県総合計画審議会規則の一部改正)

4 神奈川県総合計画審議会規則(昭和29年神奈川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第9条中「政策局総合政策部総合政策課」を「政策局政策部総合政策課」に改める。

(神奈川県公報発行規則の一部改正)

5 神奈川県公報発行規則(昭和29年神奈川県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「政策局総合政策部政策法務課長」を「政策局政策部政策法務課長」に改める。

第5条中「課及び」を「室及び課並びに」に改める。

(財政状況の閲覧に関する規則の一部改正)

6 財政状況の閲覧に関する規則(昭和52年神奈川県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「政策局財政部予算調整課、県民局県民活動部情報公開課」を「政策局情報企画部情報公開課、総務局財政部財政課」に改める。

(行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の一部改正)

7 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「総務局施設財産部長」を「総務局財産経営部長」に改める。

(神奈川県職員等不祥事防止対策協議会規則の一部改正)

8 神奈川県職員等不祥事防止対策協議会規則(平成19年神奈川県規則第103号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局総務部行政事務監察課」を「総務局総務室」に改める。

(神奈川県危機管理規則の一部改正)

9 神奈川県危機管理規則(平成20年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第12条中「安全防災局危機管理部危機管理対策課」を「安全防災局安全防災部危機管理対策課」に改める。

(神奈川県救急搬送受入協議会規則の一部改正)

10 神奈川県救急搬送受入協議会規則(平成22年神奈川県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第8条中「安全防災局危機管理部消防課」を「安全防災局安全防災部消防課」に改める。

(神奈川県青少年問題協議会規則の一部改正)

11 神奈川県青少年問題協議会規則(昭和28年神奈川県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第7条中「県民局青少年部青少年課」を「県民局次世代育成部青少年課」に改める。

(神奈川県消費者被害救済委員会規則の一部改正)

12 神奈川県消費者被害救済委員会規則(昭和55年神奈川県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第14条中「県民局くらし文化部消費生活課」を「県民局くらし県民部消費生活課」に改める。

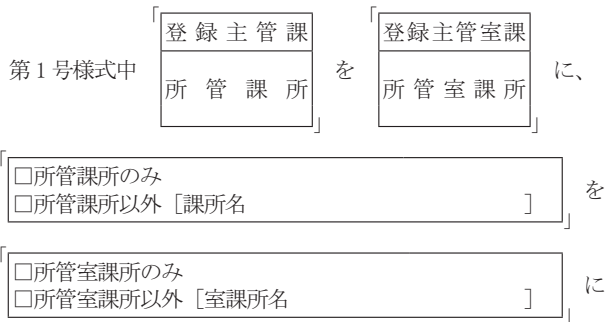
(神奈川県情報公開審査会規則の一部改正)

13 神奈川県情報公開審査会規則(昭和58年神奈川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条中「県民局県民活動部情報公開課」を「政策局情報企画部情報公開課」に改める。

(知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

14 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成2年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。



改める。

第2号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第3号様式から第6号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第7号様式中「すべて」を「全て」に、「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第8号様式中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第9号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第10号様式から第12号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第13号様式中「すべて」を「全て」に、「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第14号様式中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第15号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第16号様式から第18号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第19号様式中「すべて」を「全て」に、「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第20号様式中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第21号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第22号様式から第24号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

(神奈川県個人情報保護審査会規則の一部改正)

15 神奈川県個人情報保護審査会規則（平成2年神奈川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中「県民局県民活動部情報公開課」を「政策局情報企画部情報公開課」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

16 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年神奈川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改める。

(神奈川県情報公開条例施行規則の一部改正)

17 神奈川県情報公開条例施行規則（平成12年神奈川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号及び第16条第3項中「課所」を「室課所」に改める。

第1号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第2号様式から第5号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第6号様式中「すべて」を「全て」に、「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第7号様式中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第8号様式中「(事務担当課所)」を「(事務担当室課所)」に改める。

第9号様式から第11号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第12号様式中「課所」を「室課所」に改める。

第13号様式から第15号様式までの規定中「事務担当課所」を「事務担当室課所」に改める。

第16号様式及び第17号様式中「課所名」を「室課所名」に改める。

(かながわボランティア活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則の一部改正)

18 かながわボランティア活動推進基金21に属する財産の管理に関する規則（平成13年神奈川県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県民局県民活動部長」を「県民局くらし県民部長」に改める。

第3条第1項中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改める。

第4条第1号中「県民局県民活動部NPO協働推進課長」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課長」に改め、同条第2号及び第3号中「県民局県民活動部長」を「県民局くらし県民部長」に改める。

第5条中「県民局県民活動部NPO協働推進課長」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課長」に改める。

(神奈川県男女共同参画審議会規則の一部改正)

19 神奈川県男女共同参画審議会規則（平成14年神奈川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第9条中「県民局県民活動部人権男女共同参画課」を「県民局くらし県民部人権男女共同参画課」に改める。

(神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部改正)

20 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（平成18年神奈川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県民局次世代育成部長

第4条第1項第2号中「県民局青少年部青少年課」を「県民局次世代育成部青少年課」に改める。

(神奈川県文化芸術振興審議会規則の一部改正)

21 神奈川県文化芸術振興審議会規則（平成20年神奈川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第9条中「県民局くらし文化部文化課」を「県民局くらし県民部文化課」に改める。

(神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正)

- 22 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則(平成22年神奈川県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「県民局県民活動部情報公開課」を「政策局情報企画部情報公開課」に改める。

(神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

- 23 神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号を次のように改める。

(1) 県民局次世代育成部長

第21条第1項第2号中「県民局青少年部青少年課」を「県民局次世代育成部青少年課」に改める。

(神奈川県新しい公共支援事業運営委員会規則の一部改正)

- 24 神奈川県新しい公共支援事業運営委員会規則(平成23年神奈川県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改める。

(地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部改正)

- 25 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則(平成24年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改める。

(神奈川県指定特定非営利活動法人審査会規則の一部改正)

- 26 神奈川県指定特定非営利活動法人審査会規則(平成24年神奈川県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「県民局県民活動部NPO協働推進課」を「県民局くらし県民部NPO協働推進課」に改める。

(神奈川県公害審査会規則の一部改正)

- 27 神奈川県公害審査会規則(昭和46年神奈川県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第10条中「環境農政局環境保全部大気水質課」を「環境農政局環境部大気水質課」に改める。

(神奈川県環境影響評価審査会規則の一部改正)

- 28 神奈川県環境影響評価審査会規則(昭和55年神奈川県規則第132号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境農政局環境保全部環境計画課」を「環境農政局環境部環境計画課」に改める。

(神奈川県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

- 29 神奈川県環境影響評価条例施行規則(昭和56年神奈川県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「環境農政局環境保全部環境計画課」を「環境農政局環境部環境計画課」に改める。

第67条第2項中「県土整備局環境共生都市部都市計画課」を「県土整備局都市部都市計画課」に改める。

(神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則の一部改正)

- 30 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則(平成21年神奈川

県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境農政局新エネルギー・温暖化対策部地球温暖化対策課」を「環境農政局環境部環境計画課」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

- 31 身体障害者福祉法施行細則(昭和34年神奈川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉局福祉・次世代育成部長」を「保健福祉局福祉部長」に改める。

(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

- 32 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和40年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

「神奈川県保健福祉局 神奈川県県第21号様式(裏)中 福祉・次世代育成部 を 次世代育子ども家庭課」 子ども家庭課」

県民局

成部 に改める。

庭課」

(老人福祉法施行細則の一部改正)

- 33 老人福祉法施行細則(昭和54年神奈川県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第14条中「保健福祉局福祉・次世代育成部長」を「保健福祉局福祉部長」に改める。

(神奈川県歯科技工士国家試験委員規則の一部改正)

- 34 神奈川県歯科技工士国家試験委員規則(昭和57年神奈川県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第6条中「保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課」を「保健福祉局保健医療部保健人材課」に改める。

(介護保険法施行細則の一部改正)

- 35 介護保険法施行細則(平成11年神奈川県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第25条中「保健福祉局福祉・次世代育成部高齢福祉課」を「保健福祉局福祉部介護保険課」に改める。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則の一部改正)

- 36 神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(平成19年神奈川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課」を「県民局次世代育成部次世代育成課」に改める。

(神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

- 37 神奈川県病院事業の財務に関する特例を定める規則(平成22年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保健福祉局総務部病院事業課長」を「保健福祉局保健医療部県立病院課長」に、「保健福祉局総務部病院事業課」を「保健福祉局保健医療部県立病院課」に、「病院事業課」を「県立病院課」に改め、同条第3項中「病院事業課」を「県立病院課」に改める。

第3条第1項中「病院事業課」を「県立病院課」に改める。

第7条第2項中「保健福祉局総務部長」を「保健福祉局保健

医療部長」に改める。

第10条第1項(見出しを含む。)、第32条第3項、第42条並びに第118条第1号及び第2号中「病院事業課」を「県立病院課」に改める。

第33号様式中「病院事業課」を「県立病院課」に改める。

第36号様式(第4面)(裏)及び第39号様式(第5面)(裏)中「神奈川県保健福祉局総務部病院事業課」を「神奈川県保健福祉局保健医療部県立病院課」に改める。

第44号様式中「病院事業課」を「県立病院課」に改める。

第59号様式中「病院事業課長」を「県立病院課長」に改める。  
(神奈川県病院事業固定資産規則の一部改正)

38 神奈川県病院事業固定資産規則(平成22年神奈川県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉局総務部長」を「保健福祉局保健医療部長」に改める。

第4条第2項中「保健福祉局総務部病院事業課長」を「保健福祉局保健医療部県立病院課長」に改める。

第68条中「保健福祉局総務部病院事業課」を「保健福祉局保健医療部県立病院課」に改める。

第4号様式中「保健福祉局総務部長」を「保健福祉局保健医療部長」に、「保健福祉局総務部病院事業課長」を「保健福祉局保健医療部県立病院課長」に改める。

第5号様式及び第11号様式中「保健福祉局総務部病院事業課長」を「保健福祉局保健医療部県立病院課長」に改める。

(神奈川県労働審議会規則の一部改正)

39 神奈川県労働審議会規則(昭和28年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働局労働部労政福祉課」を「産業労働局労働部労政福祉課」に改める。

(神奈川県観光審議会規則の一部改正)

40 神奈川県観光審議会規則(昭和29年神奈川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「商工労働局産業部観光課」を「産業労働局観光商業部観光課」に改める。

(神奈川県中小企業調停審議会規則の一部改正)

41 神奈川県中小企業調停審議会規則(昭和33年神奈川県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第11条中「商工労働局総務部中小企業支援課」を「産業労働局産業・エネルギー部中小企業支援課」に改める。

(神奈川県駐留軍関係離職者等対策協議会規則の一部改正)

42 神奈川県駐留軍関係離職者等対策協議会規則(昭和33年神奈川県規則第103号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「商工労働局労働部長」を「産業労働局労働部長」に、「商工労働局労働部雇用対策課長」を「産業労働局労働部雇用対策課長」に改め、同条第6項中「商工労働局労働部雇用対策課」を「産業労働局労働部雇用対策課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

43 貸金業法施行細則(昭和58年神奈川県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第3条中「商工労働局総務部金融課」を「産業労働局産業・エネルギー部金融課」に改める。

第6条中「商工労働局総務部金融課長」を「産業労働局産業・エネルギー部金融課長」に改める。

(神奈川県大規模小売店舗立地審議会規則の一部改正)

44 神奈川県大規模小売店舗立地審議会規則(平成12年神奈川県規則第120号)の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働局産業部商業流通課」を「産業労働局観光商業部商業流通課」に改める。

(神奈川県中小企業活性化推進審議会規則の一部改正)

45 神奈川県中小企業活性化推進審議会規則(平成20年神奈川県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第9条中「商工労働局総務部中小企業支援課」を「産業労働局産業・エネルギー部中小企業支援課」に改める。

(神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

46 神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「県土整備局環境共生都市部都市整備課」を「県土整備局都市部都市整備課」に改める。

(神奈川県宅地建物取引業審議会規則の一部改正)

47 神奈川県宅地建物取引業審議会規則(昭和29年神奈川県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に、「県土整備局総務部建設業課職員」を「県土整備局事業管理部建設業課職員」に改める。

(神奈川県測量業者登録簿閲覧規則の一部改正)

48 神奈川県測量業者登録簿閲覧規則(昭和37年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

第4条中「県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に改める。

(神奈川県公園等審査会規則の一部改正)

49 神奈川県公園等審査会規則(昭和37年神奈川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第8条中「県土整備局環境共生都市部都市公園課」を「県土整備局都市部都市公園課」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

50 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和40年神奈川県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「神奈川県県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改め、同条第4項中「神奈川県県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

51 建設業法施行細則(昭和47年神奈川県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

第10条中「県土整備局総務部建設業課」を「県土整備局事業

管理部建設業課」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

52 宅地建物取引業法施行細則(昭和56年神奈川県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第7条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

(浄化槽工事業者の登録等に関する規則の一部改正)

53 浄化槽工事業者の登録等に関する規則(昭和60年神奈川県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

第4条中「県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に改める。

(不動産特定共同事業法施行細則の一部改正)

54 不動産特定共同事業法施行細則(平成13年神奈川県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

第6条中「県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

55 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年神奈川県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「県土整備局総務部建設業課内」を「県土整備局事業管理部建設業課内」に改める。

第3条中「県土整備局総務部建設業課長」を「県土整備局事業管理部建設業課長」に改める。

(様式の作成に係る経過措置)

56 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。